

会 議 録

- 会議の名称 西東京市障害児教育検討懇談会（第6回）
- 開催日時 平成17年2月25日（金）午後1時30分から午後3時03分まで
- 開催場所 東分庁舎 第1会議室
- 出席者 【出席委員】（座長）八木澤 俊孝、兵藤 紫都子、北爪 みどり、秋本 篤哉、川合 眞理子、宮本 紀夫、藤平 洋子、足立 善朗、高野 富、細井 邦夫、大野 雅生、田口 康之、屋宮 茂穂、吉田 勉
- 【欠席委員】 宮沢 春好、黒羽 次夫、稲津 明、清水 静雄
- 【事務局】（学校教育部長）村野 正男、（学校教育部参与）田口 秀幸、（学務課長）富田 和明、（教育相談課長）長澤 和子、（指導課長）松本 秋広、（学務係長）久保 鷹夫
- 議 題 1．東京都特別支援教育推進計画について
- 2．中学校情緒障害通級指導学級の運営状況について（報告）
- 3．政権公約（マニフェスト）「小学校の通常学級に通学する障がい（害）児の介助者設置」について
- 4．その他
- 会議資料の名称 東京都特別支援教育推進計画（概要）
- 政権公約（マニフェスト）
- 西東京市の心身障害学級設置校の増設について（中間報告）
- 心身障害学級児童・生徒数、学級数の推移
- 中学校情緒障害通級指導学級の運営状況について（報告）
- 平成16年度西東京市障害児教育検討懇談会の主な開催議題について
- 記録方法 全文記録

会 議 内 容

発言者名

座長：

西東京市障害児教育検討懇談会を始めさせていただきます。足元の悪いところをお願いさせていただきます。ありがとうございました。

最初に事務局から御連絡等があるかと思しますので、お願いします。

学務課長：

本日の御欠席の委員さんの確認からお話し申し上げたいと思います。

まず、副座長の宮沢委員、黒羽委員、稲津委員、清水委員、この4名の方から御欠席の御連絡をいただいております。

座長：

それでは、きょうは事務局からたくさんお話があるのではないかと思いますので、続けてお願いいたします。

学務課長：

恐縮ですが、資料の確認からさせていただきますながら随時お話を申し上げたいと思います。

まず、次第が1枚でございます。

厚い方から参ります。

相前後いたしまして、「東京都特別支援教育推進計画（概要）」がございます。

それから、「政権公約（マニフェスト）」がございます。

あと、1枚のペラが4枚ございます。

まず一つ、「西東京市の心身障害学級設置校の増設について（中間報告）」の写しでございます。

それから、「中学校情緒障害通級指導学級の運営状況について（報告）」でございます。

「平成16年度西東京市障害児教育検討懇談会の主な開催議題について」、1回から5回の御報告でございます。

「心身障害学級児童・生徒数、学級数の推移」でございます。

以上でございます。

それでは、恐縮ですが、次第に目を落としていただきたいと思います。

まず、1として「東京都特別支援教育推進計画について」、2「中学校情緒障害通級指導学級の運営状況について（報告）」、3「政権公約（マニフェスト）「小学校の通級学級に通学する障がい（害）児の介助者設置」について、4「その他」となっております。

まず、1の「東京都特別支援教育推進計画について」ということで、今回、概要をお手元に御用意させていただきました。これについて御説明、さらに市の施策はどうかというふうな形の計画を当初立ててございましたが、1月の時点でそのような予定をしてございましたが、既に御承知のように暫定予算ということになってございますので、今現在、市の施策を申し述べられないという実情のもとで、大変恐縮でございますが、こちらについては推進計画概要ということで、皆様、後で読んでいただいて御理解をと。ただただ、皆様につきましては釈迦に説法になるのかとも思いますが、そのような形で御理解をいただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、2番、3番ということにはなるのですが、今回、この2月が第6回ということで、今年度の最終の懇談会となっております。ですので、あえて議題を逆にしまして、その他の方から入らせていただいて、今年度、皆様にやっていただいた実績を御紹介申し上げて、それによって東小、東伏見小の具体的な教室が開設できる体制にもなってございますので、その辺の御報告方々、御説明から入らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

4. その他

学務課長：

それでは、恐縮ですが資料3枚をごらんください。

まず、中間報告の写し、平成16年度の懇談会の主な開催議題について、心身障害学級児童・生徒数、学級数の推移、以上三つをごらんいただきたいと思います。

まず、中間報告でございます。こちらに色の線を記したところがございます。まず(3)のその他の検討（障害児の介助）でございます。こちらについては、これから申し述べますマニフェストということで、新市長の政権公約の中に載っておりますので、その

辺についてこれから御論議をいただこうかと思っております。ですので、こちらについても、過去5回の実績の中の間接報告をこれから御論議いただく具体的な俎上ということで既にのせていただいております。

それから、下の方に中学校の情緒障害の通級学級の新設。こちらについても既に中間報告で頭出しをしていただいております。こちらについては12月定例議会の中で陳情がございました。2,355名の市民の皆様の署名をもつての陳情がございまして、議会で採択してございます。ですので、こちらについても既に、懇談会の皆様については御議論の俎上にのせていただいておりますので、後ほど御論議をいただきたいと考えてございます。

16年度、皆様にやっていただいた実績ということでは、第1回から5回という形でござんたいと思います。5月28日の初めての第1回については、心身障害児教育の現状について御論議をいただきました。

第2回、6月30日が、心身障害学級の新增設について。これが先ほど申し上げました東小、東伏見小の具体的な補正予算という形の動きになってございます。

第3回、7月12日が、障害児教育検討懇談会の中間報告について。こちらがお手元に写しを用意させていただきました中間報告でございます。

第4回、8月26日が、障害児教育検討懇談会の中間報告そのものを出していただいた。さらに心身障害児教育の課題等について御論議をいただきました。

第5回、10月25日が、心身障害学級（知的障害）、通級指導学級（情緒障害）の新規増設校の報告についてということがございました。さらに、中学校の固定学級設置校の増設、小学校の言語指導の通級指導学級設置校の増設ということで、年度で言うと、その次ということで、こちらについても合意形成をしていただきました。

今回、第6回ということで、年度といたしましては最終ということでございます。

それでは、今回、それによって具体的な形として御説明を申し上げたいのが、「心身障害学級児童・生徒数、学級数の推移」でございます。

小学校固定学級の一番下でございます。東小の知的というふうに書いてございます。17年度は17年2月10日現在という形でございます。2月10日現在でございすが、こちらについてはほぼ確定という数字でございます。東小の知的、固定級につきましては、児童数5、学級数1という形で、この段階では確定してございます。

小学校通級学級の東伏見小については、17年度は児童数11名、学級数2名という

ことでスタートさせていただきます。ですので、この辺も懇談会の御論議の結果を具体化、具現化したものということで御紹介を申し上げたいと思います。

その他については以上でございます。

座長：

今、御説明のあったことについて御質問等ありますか。また、論議については後でやっていただく。よろしいですか。

それでは次へ進めてください。

2．中学校情緒障害通級指導学級の運営状況について（報告）

3．政権公約（マニフェスト）「小学校の通常学級に通学する障がい（児）の介助者設置」について

学務課長：

それでは、次第2と3に入って進めさせていただきたいと思います。

2番の「中学校情緒障害通級指導学級の運営状況について（報告）」でございます。先ほどのA4の1枚ペラをごらんください。こちらについて他市の状況を、特に文言で記してほしいという形で調査をいたしました。

1番の「調査依頼市」は17市ございますが、この17市が現在、中学校の通級があると。逆に26市中9市がまだないという形でございます。回答の市があったのが11市ですので、すべてがまだ戻ってはきてございませんが、御報告を申し上げます。

4番、特に「調査内容」ということで、先ほど申し上げましたように、文言で返答してくれという内容になっておりますので、いろいろな表現がございましたが、主に3種類に分けられようかと思っております。

まず(1)は、現状は不登校対策になっているというところが5市ございました。

(2)の指導体制等の充実が必要であるということで、指導体制についての悩みというか、その辺について話がございました。

(3)その他ということで、これは具体的にそれぞれ個々の動きの中で各市の状況が出てございます。

このような中学校の通級の現状でございます。こちらについて、先ほど申し上げまし

たように、これを一つの参考にさせていただきながら、皆様からいろいろな御意見等をお話しいただきたいと考えてございます。

続いて、3番も、資料として、あわせもって御説明を申し上げたいと思います。政権公約(マニフェスト)をごらんいただきたいと思います。こちらについては、既に御承知のとおり新市長になってございまして、この18日より登庁してございますが、新市長が皆様への政権公約と言いましょくか、そういうふうにお示しいたしましたものでございます。表紙にごらんいただくように、目標の1から41までということでございますが、先ほどの中間報告の中に既にございます障害児の介助ということが、21ページの目標32に、それに相当するものがございます。小学校の普通学級に通学する障がい(児)の介助員設置でございます。こちらについては期限が1年以内を実現しますということになってございます。参考までに下の方を見ていただきますが、目標33、こちらについては期限4年以内というふうに、それぞれの実情によって若干年数が違ってはございますが、1年以内と、新市長としてはかなり早目という形を設定してございます。ですので、こちらについても財源、手段等も書いてございますが、ただ、この辺につきましては既に、下をごらんいただくと、「西東京市議会 平成16年第3回定例会 一般質問への答弁」ということで記してございます。既にこの辺の質問が来ておりまして、当時の教育長が通級学級については、以下ごらんいただくように、水泳指導等の現状を御説明申し上げて、このような答弁をしております。

資料等については以上でございます。

座長：

今、資料の説明がございましたが、質問はいかがでしょうか。特に運営状況についての報告は読んでいただかないと、あとの論議とも関係がありますから、読んでいただくために、ちょっと時間をとります。

いかがですか、運営状況についてお読みいただきましたでしょうか。お読みいただいて、これはどういう意味だというのがありましたら、よろしいですか。

そうすると、事務局の方としては、これは報告ですよ。まだ論議しないでよろしいですね。まだ報告はありますか。

学務課長：

今資料の御説明を申し上げましたが、この2件について御論議をいただきたいなと思っております。

座長：

そうしますと、順番からいうと、中間報告で私どもがお出した障害児の介助の問題から御意見をいただこうと思いますが、そういう運びで事務局の方はよろしいですか。

学務課長：

はい、結構です。

座長：

それでは、障害児の介助の件。新市長さんの公約もあって1年以内ということもありますので、それと絡めて。先ほどお話がありましたように暫定予算ですから、新規事業というのはすぐにはできないわけですから、御意見を承って反映させていただくようにするという範囲で、きょうのところはとまってしまうと思いますが、どうぞ御意見をおっしゃってください。

委員：

質問ですが、介助が必要な障害児の方に対して現状はどのように対応していらっしゃるのでしょうか。

学務課長：

市議会の答弁の方をごらんいただきたいと思います。それにつけても御説明申し上げます。教育長のそのときの答弁でございます。「通級学級の障害児の介助員の問題と懇願会の進捗状況ということでございますけれども、現在通常学級の介助員についての昨年の10月から、日常的に介助を必要とする肢体不自由児に対しては特に校外活動時に地域教育協力者、これらを対象にしようということで始めました。本年になって水泳指導もこれの対象にしようということでございます。」

要は、肢体不自由という障害に限定いたしまして校外活動、水泳指導、その点において、そこに書いております地域教育協力者事業という事業で対応しておるということでございます。これが通常学級の介助員と。通常学級の介助員の対応については以上でございます。

座長：

第3回定例会というのはいつですか。

学務課長：

9月議会です。

座長：

9月の時点でこういう答弁があって、そういう状況が今続いていると、こういうことですね。

ほかに御質問。もう御意見をおっしゃっていただいて結構ですから。特にこういうことで進めてほしいというようなことはありませんか。

それでは、この方は、マニフェスト等を踏まえながら進めていただきたいと、こういうことですね。

それでは、次の、中学校の情緒障害の通級学級の新設について。この御報告だと、いろいろ問題のありそうなところがありますので、おっしゃっていただけたらと思います。特に中学校を初めとして先生方の方から、この報告を見ますと、学校側としての御意見もあろうかと思えますし、そうではない委員さんの方からも御意見があろうかと思えますが、どうでしょうか。現状は不登校対策になっているというところが5市、指導体制を充実するという方向でやっているのが3市、その他が3市ということです。

委員：

非常に大事なことなんですが、どなたも発言されないのですが、恐らく皆さん、何をどう言っているかわからないのだろうと思うので、きっかけをつくります。

市の中学校の指導学級について必要云々ということよりも、現状の報告を見て、不登校対策になっている情緒障害、通級指導学級ということが問題なのです。情緒障害学級の設置目的は、東京都が全国に先駆けて展開した事業でして、その対象時には不登校児は入っていなかったのです。いわゆる今で言う、恐らくこれから対象になっていくだろう学習障害、注意欠陥多動症候群、高機能自閉症やアスペルガー症候群と言われる自閉症の障害の子供、それからもっと広く、LD、ADHD等、発達障害の子供たち。ただ、知的障害は除きます。

そういった中学生を対象に開設している通級指導学級なわけですが。そこに不登校児が入っているということは、不登校児は不登校児としての別の施策なりを持っていかないと、本来的な指導の解決にはならない。当然、この2以下に出てくる問題というのは、そこにおける問題があるから、最初のところではっきりさせていないから起きてくるのは当然の結果です。

西東京市においては、まだ中学校にはないわけですが、小学校では通級指導学級はどうなっているかということ、ここのところ、きちんと整理しているわけですね。西東京市には幸い、スキップ教室という教室があって、不登校児についてはそこでかなりの指導

効果を上げている。ですから、不登校児が情緒障害学級に上がってくるということは西
東京市ではないわけです。それは学校における学校の進路指導でもありますし、同時に
教育委員会における通級指導の委員会のきちんとした判断に基づいて行われる。それ
に対する、それぞれの御苦労いただいている保護者の方にも、その設置目的をきちんと相
談の段階で御説明申し上げている。そういうようなシステムを貫く限り、不登校児が入
ってくることはない。指導する側の先生も、不登校の対応としての指導ではないわけ
です、ノウハウを持っているわけではないですから。そういった点で西東京市の現在のあ
り方、小学校のあり方をぜひ中学校のあり方の中でも、そのようにやっていると、
指導上の問題として学校の方へ問題が帰ってってしまうのではないかと。そんなことを
思いますので、ぜひ中学校に設置されることは私自身も望みますけれども、同時に、そ
のあり方というのは、現在の通級指導委員会の判断を重視し、そこで、それぞれのお子
さんがしかるべく指導を受けていく、適切な指導を受けていく、こういうシステムをぜ
ひ堅持していただきたいものだと思います。

委員：

今のお考えはそのとおりだと思います。その方向で進むべきなのだろうなと思います。
ただ、今、西東京ということでお話をされましたけれども、東京都の教育委員会傘下の
中学校において通級学級を行った場合のフォローがどれだけできているかというところ
が一番問題なのだろうなと思っています。

中学校で今28コマの授業で年間980時間の授業をやっている。これについては、
通常の子であろうと、心身障害学級に通っているお子さんであろうと、すべてが同じに
行われている、行わなければいけない状況にある。その中で、例えば本校で考えれば、
あるお子さんが通級に通う。大体8時間と設定されていますね。その8時間通っていく
ときに、その8時間欠落した一週間の授業はだれが、どう補っていくのか。そしてもっ
と例えば、今総合的な学習の時間や選択教科等の充実が図られていて、これも本校でも、
本校ののびる学級については、それについても非常に前向きに先生方も取り組んでい
るし、子供も取り組んでくれている。

というようなことで、例えば通常学級から行った場合に、本当にその8時間、そして
それが年間の中で数えると大変な数になりますよね。それを、ここが非常に難しいとこ
ろなんですけれども、なかなか御理解をいただけないところなんです、例えば技術家
庭は中学校は0.5時間しかない。家庭科は0.5時間しかない。それでセットで1時

間。美術も1時間、音楽も1時間。そういうことを考えると、相当なカリキュラムの組み方、もっと言えば毎日変わるようなカリキュラムの組み方や教員が倍ぐらいの数がい、いわゆる欠落した部分 - 木、金にその子が出るとすると、木、金までの授業はその子は年間を通して受けられないわけですね。これはもう、こちらにいる先生方に私は何回も話をしたのですけれども、たとえそれがうまくいくという答えがあるとしたら、きっとそれは制度上の問題で解決してくれるのだらうと思っています。ですから、今の与えられた教育活動の、教育現場の流れの中で、それが果たしてできるのかなというのを考えているところです。それが解決していったとしたら、これはどんどん進められるだらうな。だからこそ逆に言えば、不登校の学級になってしまっているのではないのかなというところも感じるところです。

座長：

制度上の問題というのは。

委員：

いわゆる教員配置の問題と教員の勤務時間等。例えば8時間の時間を、まだ戻ってきて、音楽をやっていないから、その子に音楽の時間をやってあげようよということになれば、教員も必要だし場所も必要だし時間も必要。でも多分、8時間という時間の枠の中では、その子は毎週木、金にもしも通級に通うとしたら1年間、そうやっていくわけですね。それでいいのかなと。何のために学校に来て教育活動をして、それが向こうで訓練とかいろいろされてくる。こちらではその時間に音楽とか美術、また数学、国語をやっていく。それで、教科担任制であるから、なおさら一人の先生が受け持つので、例えば小学校のように全部の授業を、全部ということはないですけれども、ある程度の授業を担当の先生がやっていたら起きないでしょうけれども、そういう問題を西東京市でももしもやっていただけたら、それはレールに乗るだらうなという気はします。

座長：

新設については、そういう方向はいいが、ちょっと問題があると。それをクリアするのをどうするかという問題はあると。

委員：

ですから、つくるということに関しては、一人のその子供のことを考えてみると、その子供が通ったり、こっちに来たり、向こうへ行ったりするわけですね。そのときに、どうしても学校としても、その子にこういう子供になってほしいという像があるわけで

すから、その像を目指していくためには、どうしても不足して、全然、もう8時間も足りないわけですね。それは向こうでやってくれるのだけれども、それは日常のいろいろ、生活訓練的なものや対応していくものややっていくので、こちらではこちらで学力を向上させたいという願いがマッチしていくような方法があれば、というところなんです。

座長：

こちらの委員さん、今のお話についていかがですか。学校側としては、そういうこともあるというお話のようです。

委員：

誤解されてもいけないのですが、小学校と中学校はまた違いもあると思いますし。ですから、私はここに出ている一人の人間として、懇談会のメンバーとして、自分はこう考えているというふうに思っています。またそれに対して、いや、これでクリアできるのじゃないのということがあれば、また教えてほしいなと思いますね。

委員：

対象となる生徒が、いわゆる通級教室に通って、欠けた授業を補うということは基本的にない、できませんよね。ただ、通級の対象となる生徒さんはどういう子供かということ、極めて広く言いますが、いわゆるコミュニケーション障害であるわけです。発達障害の中でコミュニケーション上の問題が多いわけですから、そういったことを主として時間を取り出していくわけです。そこでそれが改善されるプラスと、それから曜日が決まれば、時間、結果という形で、ある教科が決まる。そのマイナスはどちらが大きいかということ、長い人生で見れば、コミュニケーション障害を改善克服して、いろいろな意味で社会参加が容易になるということの方がはるかに大きいと思います。私はそう思うのです。

同時に、それぞれ、中学校における授業の展開の仕方は、先進の区市町村があるので、そこに学ぶということが必要ではないかなというふうに思います。ですから、それは学務課の方でいろいろまた調査をかけていただくなり、あるいは現実に委員が学校を見に行けるときがあれば、そういったことを企画するなりして、何らかのそういったことを探っていくということは必要ではないかなというふうに思います。

ただ、本当に欠けた時間を補えないので、それをどうしても欠けないでということになれば、授業が終わってからの対策としかならなくなる。そうすると、それは人数にも

よりもすし曜日にも - 集中してきますからね。小学校でも御家庭の様子を伺うと、曜日とか時間は授業を外さないでくれというのが基本的な考え方です。それもよくわかります。

ということになると、いろいろさまざまな、これから考えられる状況をチェックしながら新しいことを、あるいは模倣しながら進めていくということにならざるを得ないのではないかなと思います。

座長：

今、出たような発言で、あるいは中学校の校長先生から出たような発言で構わないと思うのです。いろいろな意見があると思います。

委員：

今のような御発言のとおりだと思うのです。ただ、自分の学級の子を見てみたり、通常級の子供を見ていると、子供というのは、そういうコミュニケーションをやっていくのだけれども、それで満足もするのだけれども、やはり自分の在籍しているところで抜けていった8時間は、やりたいよ。親も、それはどうなるんですかと、やはりあると思うんですね。だからそういったところが、自分としては、私も解決できないし、だからはっきりと、こっちでコミュニケーション能力が養われるし、違う力がつくから、それを応用していけば、こちらでどんどん伸びるんだよと納得してくれる人は、もうそれでオーケーだと思うんです。でも、そうかな、教育活動をずっとやっていくと、やはり違うなという感じもすごくあるんですね。

座長：

どうぞ、忌憚のない御意見があった方がいいと思いますから、親御さん及び親御さんをバックアップしている委員さんにも特に御発言をいただきたいと思いますが。

委員：

保護者の立場としてしか見れないのですけれども、今、せせらぎに通っていらっやって、これから中学校を考えていらっやるというお母様方とも少しお話をさせていただいたりもしているのですが、とても悩んでいらっやるのは事実であって、一番ネックになっているのは学習面でのケアの部分もあるし、あと自立面という生活の面での学校生活がうまくいくかどうかというところで多分悩んでいらっやると思うのです。ただ、西東京市にはそういう通級指導というものが全くないので、今いる保護者の方も、確かに実際に入ってどうなのかというのを外の市からしか情報が得られていないので、

それを自分の子供に当てはめたときに、それがうまくいくかどうかというのがなかなか見通しができない状態だと思うのです。やはり情報自体も少ないし、実施されている市も少ないので、これから情報も含めて、実際にうまくいっている市もあるわけなので、そういうところの実績などをもっともっと情報公開して、実際にその狭間にいらっしゃる保護者の方に提示していくことも確かに大事なと思うんですね。

選ぶときに、現状だと固定か普通学級かという形にどうしても、二者選択の道しかないの、保護者の方にとっては非常に厳しい条件の中で、本当に究極の選択だと思うのです。やはりそういうお子さんたちにとっても、学習面、自立面での保障というのはみんな同じ立場であるわけなので、何らかの形でフォローしていけるような場があればいいのではないかなというふうに思うのですけれども、それがどういった形でというのは、ちょっと浮ばないのですが。

座長：

もう少し情報が欲しいということですね。

この報告は市の分が出ているわけですが、区部はどうですか。

委員：

今、数字を持っていないのでわかりません。要するに、今東京都が進めようとしている方向は、固定学級というのは逆に言うと、もう珍しいんです。ですからこれから開設されていくのは通級指導、このサイドにほとんどなっていくのではないかとということです。その実数は今私にはわかりません。

座長：

いや、数字ではなくて内容的には。区も大体こういうような。

委員：

それは各区市町村ばらばらだと考えた方がよろしいかと思います。

委員：

前にいただいた資料で、16年度の心身障害学級の学級数で、都内の中で出ていたのは、固定級は少ない、固定で情緒障害の学級を中学校で持っているところは少ない。にもかかわらず、うちの市は二つもあるというお話がありましたよね。だから、よそのところはほとんどが61校、情緒障害の学級というふうな形でたしか出ていたと思うのです。基本的には特別支援教育も含めて考えていくと、通級が出てくるだろうし、運営状況の報告の中の一番下に、「市独自のモデル事業として、在籍校での巡回指導を行って

いる」というような形がたしかかなり、「巡回」とかいうのも出てきたのではないかなというのが、まあその巡回の仕方もいろいろあるのかもしれないし、まだ定かではない中で、どうなのかなというところもあるのですけれども、先生方の配置の問題とか含めて定かではないところもあるでしょうけれども、方向性としては、固定級よりもという形が出ているのではないかと思います。

もう一つは、小学校のお母さんたちが、せせらぎに6年間行って卒業して通常級でやっていくということを求められる。でも、どういう形にしても、6年間ではなく中学までを含めてケアできる、対応していただけるというふうに考えるならば、6年間ですなくてもいい、焦らずにできる。どちらかという、うちの子供は養護に行って、それから心障に来ていますけれども、障害の重い場合だと、早くから行き場のような形で提示されてきますけれども、障害の割り方目立たなかったり軽かったり、後から出てくるお子さんへの対応の場が限られてしまって、目立たなかったり、途中までもちろんついていけたりとかするお子さんのことを考えると、高学年で出てくる。

コミュニケーションの障害というのは、場数を踏んでというか、小学校の低学年のときには、わけがわからず、「うん？」というところで済まされていたかもしれないところが、小学校の高学年とか、うちの娘ももう高学年ですけれども、そのあたりにいくと目立ってくるというか、いろいろなところでぶつかってしまう部分が出てくるような気がする。もちろん、低学年のお子さんにとっても必要だと思うのですけれども、年長になるにつれて、違った意味で、その必要性が出てくるのではないかと思います。

最近の子供たちの状況を見ていくと、何も障害がないのだらうと思うのだけれども、言葉のやりとりすらなかなかできなかつたりするお子さんも増えているということ、保護者から見ても感じる時があるので、そういうことも含めると、通うのに余り遠くないところで、近場のところできたりとかすると、そういう支援がいただけると非常にありがたいかなというふうに思います。今の段階でも小学校では1校しかなくて、通学が大変だということが増えていく。それと同じように、中学校は今のところないわけですから、どこかに一つでも、それがまた増えていくという形になれば、ちょっと必要なお子さんのために、とてもいいものになるのではないかなと思います。

ただ、それがもちろん、どうぞと言われても、なかなか行けない場合もあるし、非常に難しいところがあるのだらうとは思いますが、これは多分信頼関係の問題があるのだらうなというところもありますので、就学の段階のこととも絡んでくると思う

のですけれども、そういうお話をいただいた相手の方がきちんと信頼に足る、これは失礼な言い方かもしれませんが、保護者から見て信頼に足る方の御助言という形でお試してみたりとか、いろいろな形があれば行きやすくなるのではないかと思います。

現段階で、たとえばせせらぎ学級にしても、えがおさんにしても、見学など是可以するような状況なのかということも伺って、私たち二人保護者は心障学級ですので、実際に通級学級の中でどのような授業の形をされているのか、ほとんど存じ上げません。もちろん、見学があるならば見学に行ってみたいなという親御さんもいらっしゃると思うのですけれども、見学に関してのことも説明していただくとありがたいなと思います。

座長：

そのあたり、いかがでしょうか。

委員：

谷戸小学校のせせらぎ学級の今の様子を御紹介して、直接、中学校の通級とは関係ないのですけれども、こんなふうなシステムで動いていますというものを御紹介させていただきたいと思います。

せせらぎの方の担当校長になりまして1年近くになりますが、この1年間で制度が整理されてきて、保護者の方のお考えがよくわかってきて、西東京に住んでいらっしゃる方のお気持ちが多いので、東伏見小にということになってきたと思います。

小学校で、今こんな授業をしていますというのをお話しします。現在、40名ちょっとの子供が毎日通ってきています。ただ、毎日通ってくるのは40名が来るのではなくて、毎日7～8名の子供が通ってきています。7～8名の子供が通ってきて、それと同じ数だけの教員が対面で教えております。通級ですから一週間に8時間以内の指導時間ということですので、それを超えることはできないので、4時間ごと週2日来ている子どもおりますし、朝来てから5時間目、6時間目までいる子どもおります。いろいろです。

内容は四つしかありませんで、1時間目は体育。体を使って体育館でみんなで対面で担任と遊ぶというか、体育をする。2時間目、3時間目は国語もしくは算数の個別指導学習です。ですから、在籍校で学習した後補充という形で個別指導をします。4時間目はフレンズタイムといいまして、ゲームをしながら生活に役立つようなやり方を学習します。給食を食べた後、5時間目は図工です。それが一般的なんですけれども、子供の発達段階に応じて、小さい子たちは5時間は無理ですので午前中で帰ったりとか、5

年生、6年生は体が大きいので、午前中は来ないで、5時間目、6時間目だけ来るとか、いろいろあります。

教科は、体育、国語、算数、自立支援、図工ですので、一週間の中で在籍校とダブるところもありますし、過不足なところはありますけれども、年間を通じてコミュニケーションの力を養うということがメインですから、そこらあたりは私は専門的なことはわかりませんが、そういうふうになっています。

この学習対応については、在籍している担任と本校の通級の担任が話し合いをしながら、1年間どうやっていくかというのを計画しながらやっています。

6年生の保護者の方は、せせらぎの保護者の方がとても心配なさって、うちの子供は卒業したら、行くところがないというふうにおっしゃることはよくわかって、私もお話を伺いました。中学校のことは私はよくわかりません。ただ、一番心配しているのは、本校に来ている子供たちというのは情緒に配慮してあげなければいけない子供たちなので、多くの情報とか過激なものに物すごく敏感に反応する子なんですね。ですから、在籍している学校と、うちのせせらぎの二つを経験して自分の生活の中にあるものですから、うちの学校の中で通級している子供たちとの交流というのは全く考えておりません。もしそれをやると、在籍している学校とせせらぎという場と、うちの学校と三つの場を生活の中でまた与えてしまうことになるので非常に混乱するので、入り口も別にして、階段も別にして、非常に静かな中で生活をしていくような配慮をしています。

高学年の子供たちは、私が1年近く見ていて、1年生から4年生ぐらいまでは喜んで来ます。お母さんに連れられたり自分で来たりします。ただ、5年生、6年生になって様子を見ると、何か後ろめたい、何か気恥ずかしい。それは精神的に成長してきているからだと思うのですけれども、そういうふうな感じを受けることがあります。ですから、中学校に行って一番心配しているのは、この子供たちが在籍している中学校でもうまくやり、通級学級でもうまくやっているといいなというふうに思うことが、一番多感な時期の3年間ですから、体も物すごく大きくなる以上に精神的に大きくなるときの、自分が見えてくる時期に、どう折り合いをつけるかということのフォローがとても難しく、通級学級はとにかく一対一ですので、子供が7人来たら、教員が4人しかいない場合にはボランティアを募って、退職した教員などに応援を頼んで、とにかくきょう来てちょうだいということに来てもらってやっております。

それから、見学はいつでもオーケーですので、お越しいただきたいのですが、子供た

ちは反応に敏感な子なので、ある日突然来るということはとてもパニックになってしまうのですね。ですから、きょうこういう人が来るよということだけで言っていればいいと思います。校長の私でさえ、朝学校に来た子が静かに来ているところで、「おはよう」と言うと、「何で僕に声をかけるんだよ！」と言って怒られるぐらいの子たちなので、最初に言っておいていただければと思います。

座長：

いかがですか。

委員：

小学生のお子さんを持つ親御さんと中学生を持つ親御さんの気持ちというのは、また違いが出てくるかなと思いますし、周りのお子さんを見て、小学校のときには気にならなかったんだけど、中学校になって周りのお子さんを見たら気になるとかということもまた起こってくるかなと思うのですね。ですから、小学校での通級学級の役割の重点と中学校の通級の情緒の重点はおのずと変わってくるだろうと思います。

私が気になるのは、通級というよりも情緒か知的障害かをきちんとしないと、知的障害が中心だったから固定の方がいいということも一方であります。でも、本当にまさに情緒だということであるならば、固定でなくても通級で可能ということもあると思うのですね。その辺の、小学校ではかなりファジーだったものは、中学校のときには通級の情緒か知的障害の固定かということをしきんとやるということで、親御さんの希望、期待にこたえる方法はあると思います。

ただ、それが中学校はそういうものではないよ、情緒と言っても、情緒だけとか知的障害とか分け切らないよということになると、いろいろな問題があるなど。

委員：

私はそれを先ほど申し上げたつもりなんです。というのは、今の小学校の通級はきちんと知的障害と峻別しています。それはその制度を維持してくださいと。ですから、中学校に通級学級ができた場合に、知的障害の固定に行ったらいいなという子供さんが入るということは、今の西東京市の考え方を踏襲していけば、あり得ないということです。それは固定に入るなり養護学校に進学するなりということになる。

もう一つ大事なのは、そのとき、そのときにおいて大きな節目のときには必ず何らかのアセスメントをすることが大事です。そのアセスメントに基づいて、そのアセスメントの一つに、医学的な診断をもう一回してみる時期というのが必ず来るのです。幼いと

きには障害の状態像は、まだ子供自体が未分化ですから、いろいろな形の状態像で、そこで診断されたとしても、数年経過し、また指導を受けたことによってすごく成長して、障害面も変わる事だって現実にはあるわけです。そういった医学的な診断とアセスメント、一般的に言う知能検査です。知能検査というのは、ただ数字を見るのではありません。プロフィールを見るのです。プロフィールを見て、そこでいろいろな医師の診断、就学指導委員会、その学識経験の御意見等をいただいて判断していくので、そこで当然、知的障害が主であれば、それは知的障害の方に進路指導したらいかがですかという判断をしている。現在もしていますから、その姿が恐らくではなくて、ぜひ中学校が、どういう形でできるかはともかくとして、そのスタイルを誤ってはいけません。誤れば、ここに出ている問題にどんどん、先生のおっしゃった心配がすぐ出てきます。

委員：

数字の意識なんですが、8時間というのは、私の知っているのは8時間を超えるような指導時間が必要な子については通級は適さない。8時間を超えない範囲で有効な指導が可能なお子さんを対象にすると、たしかそのような意味合いの数字だったかと思えますので、もしそれが間違っていれば教えていただきたいと思えます。

そういう理解でよろしいのですね。ありがとうございました。

座長：

ほかにいかがでしょうか。

それでは、中間報告にもありますので、そういう方向で進んだけれども、そこら辺にいろいろな問題もあるので、その辺の情報をもう少し集めるとか方向を考えるとかというようなことで進めていってほしいということよろしいでしょうか。

委員：

今、初めてせせらぎのお話などを聞かせていただいて、本当にそうやって個々に対応しているんだということで、すごいなと思ったんですね。やはり個々の対応をしていかないと実りある結果が出てこない。形にとらわれて、そういうものだけに動いていってはいけないのだなと思うと、例えば予算的なことですかそういうことで本当にこういう形で動いていったときに、中学校でも個別の個々の対応をちゃんとしていられるのか、教員の人材確保ができないと、そういうものは動いていきませんよね。そういうことにちゃんと対応していけるだけのものが確保できてスタートしていけるのかというところが心配なところです。

教育委員会側のお話を伺うと、そういうことよりも、そういう子たちが本当に社会性を身につけていくこともとても大事なことです。ただその学校だけで学習することでも、そういうものにもきちんとかかわりながら、自立できる方法というの必要ですし、伺いながら、両方とも言っていることがごもっともだと思うのですが、やはり実りある結果を出していくためには、きちんとしたそういったものが確保できてというところのことがとても気になることです。

座長：

大体そういうようなことでお話が出ておりますが、事務局は、こういう程度でよろしゅうございますか。

学務課長：

今の段階で結論をいただく状況でもございませんし、さらに国の最終報告も出てきている状況でもございませんので、御論議をいただく中で、今回だけではなくて、また次回等もそのような形になろうかと思えます。

さらに、先ほど委員の皆様からお話があったような、実情の細目でしょうか、内情でしょうか、事務局の方でもその辺について、次回に向けて調べて、御報告できる内容になれば、またそれはそれなりと思えます。確かに委員がおっしゃったような形の何かあるのかもしれませんが。ただただ数字上の問題と、それから先ほど御報告の中でも申し上げましたように、現状だけを今回調査しましたので、何かいろいろな種類、方法がありそうでございますので、その辺についても事務局の宿題というふうにも考えております。

学校教育部長：

実は当初、本日の懇談会の開催につきましては、ちょうど予算の内示がある段階だったものですから、前回の懇談会の際に、17年度に向けては、小学校の言語と中学校の固定を優先的に、具体的になるように予算化に努力しましょうというお話をさせていただきました。教育委員会としては、中学校の固定と小学校の言語について予算要求をいたしました。しかし、今回、こういう状況の中で暫定予算ということで、2カ月の暫定予算になりまして、4月、5月につきましては経常経費のみ計上ということで、先ほどお話しした新たな学級の設置については予算化できません。新たに新市長のもとで17年度の通常予算、12カ月分の予算を5月に提案する。その段階で、予算要求した中学校の固定になるのか、あるいは小学校の言語になるのか、あるいは両方になるのか、この辺が明らかになってくると思うのです。したがって、次回にはそういう状況が明

らかになりますので、そうしますと、次は18年度以降どうするのか。この辺については、本当にこの陳情のあった中学校の通級を優先的にするのか。そうではなくて、今までであった、例えば来年については二つのうちの1校に限られるよということであれば、そちらを優先しなければいけないのか。そういういろいろな議論が優先順位として出てくると思います。

それとあわせて、今課長が申しあげましたように、中学校の通級を実施したときの課題、問題点の整理、そして介助員のお話については先ほど御意見が出ませんでしたけれども、これにはいろいろなパターンがあるかと思えます。ボランティアでやる場合もあるし、すべて公費で賄う場合もあるでしょう。あるいはそれぞれの自助、共助、公助、いろいろなパターンがあります。そこいらについて事務局の方で、他市の状況も調査させていただいて次回お示しできるのかな。そういう形で次回以降は進めていただければなと思えます。

座長：

今のようなお話、御了解いただけますですか。

そうしますと、きょうの議題というか、話し合いをいただくことについては以上ですね。

学務課長：

はい、御用意をさせていただいているのは以上でございます。

座長：

その他、お話があれば。

委員：

ちょっと戻るような感じで申しわけないのですが、介助員の問題というのは非常に大きな問題になりますよね。この文書の中にも町田市が出ていますけれども、町田市の状況は、私は町田に当事者としていたのでよくわかっているのですが、市として、次回以降に細かいことを話すとしても、本市として、きょう小中の校長先生がいらっしゃるわけですから、そういったことも含めて、何かお話のきっかけでもつくっておかれた方が、次回以降、いい検討 - 問題点というか課題ということが必ずどの場合も出てくるのですよ、だろうと思うのです。だから何かそこで、どういう話か、ともかくわかりませんが、もう少しお話、声をいただいだけでも、またこちらの保護者の委員さんが考えるきっかけにもなっていくだろうし、情報を集めようと思っても、中身がわか

っていないと実際にはなかなか集まってこないですよ。そういう点で、差し戻しで申しわけないのですが、少し話題提供だけでもいいからしていただけると助かるのではないかなと思っています。

座長：

もうちょっと具体的におっしゃっていただいた方が、話が出せるのではないのでしょうか。

委員：

具体的というよりも、何も出ないから、このことについてどう思われているのかということだけでも、もう少しお話が出るといいなと。そうすることによって、こういうこともお話ができる、しておかなければいけないとか、こういうことを聞いてほしいなとかいうことが出てくるのではないかと思うのですけれども、どんなものなんですかね。

委員：

こんなことを私が言っているのかどうか分からないのですが、障害児の場合の障害児というのがどういう像を、また、どういう理解によって、それも年ごとに変わるものやら変わらないものやら、そのあたりも含めてここら辺の吟味をどこかでしていただくことが必要かなとは思いました。さまざまなことがありますのでね。

委員：

そういう意味では、逆にこのマニフェストについての提案、目標32。これは小学校の普通学級に通学する障害児の介助員設置ということで、1年以内に実現しますということですが、介助員を設置ということで、フリーな、本当にフリーな介助員なのか、どういう状況での介助員なのか。このマニフェスト自体が、どういうふうに提案されてきているのかわからないから、自分などは意見が出ない一人です。ですから、もしも、市長が、マニフェストというのはフリーなんだよ、例えば愛の手帳を持っている方は全員だよとか、そういうようなことですね、そういうものはっきりしていただけると、逆に言うと、そうじゃないんじゃないの、いやそうだねとかいうことは自分は言えます。

ただ、例えば障害児に対する何かあるのか、それともその中で制約はあるのか。あるのかというか、何かお考えはあるのか。普通学級に通学する障害児の介助員設置となってしまうと、例えば障害児とカミングアウトした方全員につけるということになってしまうのか。そこら辺がよくわからないなというところです。

委員：

これは大きく言えば、本市の就学指導委員会のあり方にもかかわる根幹的な大きな課題が背景にあるわけですね。そういったこともいづれ話し合っていないと、例えば全部が通常学級に行っちゃったら固定学級は要らなくなってしまうわけですよ。だから、そういったようなことは、基本的にはそういう保護者の方は障害児教育の素晴らしさ、御苦労を経て、そういうところに達して、現在それから未来を見詰めている方が圧倒的なのですが、でも、全部そういう考え - 基本的には全員が一度は小学校の門をくぐらせてランドセルをしょわせたいというのが、本当にお父さん、お母さんの願いなんです。これはもうよくわかる。

ただ、それに特別な教育をきちんとしていくことによって、養護学校に一回入った子供が身障学級に帰ってきて、今元気にやっている。またいろいろなケースとしてこれからふえてくる可能性があるわけです。そういうことをやっていく中で、介助のあり方とか、介助も含めた - 実は障害の害が平仮名で「がい」と書かれていますよね。そういったことも実は哲学がかかわってくるわけでしょう。そういったことに対することもお聞きしながら、西東京市の新しい、現在の名称で言いますけれども、心身障害教育のあり方を考えていくことになっていく。それに、後々に引っかけた特別支援教育が数年後に控えているということになりますので、そういうことも視野に入れながら介助員の制度というものを考えていかないと、後でどこかにまた矛盾が出たりするのではないかなという気がするものですから、余計なことを申し上げました。

学校教育部長：

マニフェストにつきましては、これはあくまでも政権公約ということで、正直言いますと我々行政の中で議論してはおりません。先般も、市長が就任した直後、各部のヒアリングが短時間で行われたのですが、この話も我々わかりませんでしたから、市長の方からも話があったのですが、それにつきましてはこれから行政として、計画行政ですので実施計画などに位置づけていくのか、あるいは、あくまでもこれは市長の政権公約としての位置づけで終わるのか、そのあたりの位置づけ。

それと、基本構想や基本計画、既存の計画との整合性、これらがまだ諮られておりませんので、今後それについてはもちろん取り組むわけですが、その段階で、もう少し実態が明らかに、市長の思いが明らかになるのかなと思っています。したがって、きょうの段階、あるいは3月いっぱいぐらいは、恐らくこの話というのは、市長の思いというものがまだ我々には伝わってこない部分がありますので、その後、明らかにしてい

きたいなと思っています。

座長：

今のような部長さんのお話ですが、そういうことを進める上でも、こういうことはどうなんだろうというようなことがありましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

委員：

マニフェストのことにに関してはわかったのですが、ここにも「小学校の」と書いてありますし、実際に「中学校は」というのも出てくると思いますし、西東京市には小学校とか中学校とか関係なく、都立の養護学校に通っている子供たちも小中学生の年齢でいますし、国立とか - 国立はもうなくなったかもしれませんが、私立のところに行っていらっしゃる方もいます。今回の西東京市の障害児教育検討懇談会というのも学校教育だけなのかなというふうに思ってしまうと、養護学校、他市の学校に通わざるを得ない子供たちが、西東京市の子供たちなんだけれども、西東京市の場合には小中は知的障害の場合は小金井養護学校に行きますし、肢体不自由児のお子さんの場合は大泉に行かれる方もいらっしゃるし、小平養護に行かれる方もいらっしゃいますので、学校教育の中ではいませんけれどもという言い方は変なんですけれども、生涯学習とか社会教育の部分では、最近、夏のプールの開放などで受け入れていただいたりとかはしたりしていると思います。あと学校の施設開放というのかなりまた広がってきている中で、学校だけが違う、絡まない、絡めないというのは非常にさみしい思いもしますし、障害のある子供を私も持っておりますけれども、基本的に健常児だねと思う子供の親でもありますので、そういう意味で両方持っているというところから考えると、西東京市の心身障害児教育というふうに考えた場合には、西東京市の学校に通ってなくても、お仲間に入れていただくというか、そういうものも含めて、背景まで持った上で検討をいただけるとありがたいなと思います。

最近、仲間に入れてくださいというようになってきて、かなり出てきているので、配慮していただけることもかなり多いと思うのですが、なかなか仲間に入れていなかったことが数多くありましたので、その辺のことも考慮に入れて、かなりの数の子供たちが市内の学校ではないところに通っているということも含めて考えていただければいいかなと思っています。

座長：

ほかにいかがでしょうか。

それでは、よろしゅうございますか。そうすると、今までですと、次回はということになるのですが、そのあたりは来年度のことになるので。

学務課長：

はい、通常のパターンですと次回はというふうにお話をさせていただくわけなのですが、予算の方が、以上の理由でございますので、少なくとも6月に入ってからかなというふうに考えてございます。

座長：

次回は6月ごろの予定であるということで、また御連絡をいただくということですが、重ねてですが、三月ぐらいありませんので、その間、空きますね、空白ができますから、もしもまだ御発言で漏れていると思っている方があったらおっしゃっていただいて、終わりにしようと思いますが、いかがでしょうか。

委員：

漏れているわけではないのですが、現在の段階で中学校の情緒障害の学級は、もちろん通級などはないのですけれども、通常学級の中にいらっしゃる、支援が必要だと思われるお子さん方への対応というのは、小中あると思うのですけれども、どのような形で、特別な支援というのが制度的にできておりませんし、また特別支援教育というのも東京都の推進計画が出たというふうに概要版に出ていますけれども、そのぐらいでしかありませんけれども、出たからやれるものではないし、今の段階で制度などが変わっていかなくても対応ができるようなことなどをされているのかどうかに関して、できればお伺いしておいた方が、次に入るときにわかりやすいのではないかなと思うので、お伺いしたいのですけれども。

座長：

来年度に向けての就学指導というか進路指導というか、そのあたりが現状どうなっているかということですね。

委員：

あと、通常学級の中で支援の必要なお子さんがいらっしゃるというのは、東京都の調査でも出ているわけですし、それに対して何か特別な配慮とか、どういうふうな体制でこののをされているようなものがあるならば教えていただければと思うのですけれども。

委員：

田無小はわかば学級がありますので、通常のお子さんで、算数、国語について、保護者の同意を得ながら期間を設けて、わかば学級は具体的な教材がそろってしまして、そこでともに学ぶといいでしょうか、わかば学級の教育課程も壊さないようにしながら、そのお子さんも一緒に入って一月ぐらい学んだことがございます。大変意欲的に学んでいましたね。

それから逆に、わかばのお子さんが今度は通常の方に国語の学びを今やっていますけれども、そういうことで、そのお子さんに合った学習環境で双方向の交流を今、本校はわかば学級と通常がありますので、そういう関係を生かして今実際に行っていますが、ただ、3学期に担任の方からいろいろ挙げてもらって、配慮を要するお子さんがいらっしゃるのも事実ですし、それを来年どういうふうにするかということで、担任は放課後に残ってやっていますが、今大変忙しいです。ですから、どのお子さんもというわけにはいきませんね。ただ、次年度は本校もそういう委員会をつくったりしながら、時間をとって個別な指導を実際に行っているかということで考えています。

あと算数は今本校は少人数指導をやっていますが、それは6校時に、数と計算の領域なんですけれども、6年生の3クラスを8グループに分けます。というのは専科とか嘱託とか1年生の担任は6校時には空いていますね。そういう先生たちに入ってもらって、個別の学習になる単位で算数についても工夫はしています。ですから本来的に次年度のそういうお子さんについてどうするか、今検討中です。

委員：

質問なんですけれども、そういった区分けというか、それは保護者の方の意識なんですか。こちら側が普通級に通うとか、学校側からこちらのクラスにどうぞとかという、そういう何かあるのですか。あくまでも保護者の方の意識なんですか。

委員：

それは、学校という組織としてお子さんを見えていますね。校長も入って委員会があるんですけれども、コーディネーターという教員がうちにいるんですよ。それを中心にしながら保護者も交えて担任同士で十分話した後に実行しています。

委員：

学校側からアドバイスがあって、保護者が納得すればそういう方に。

委員：

保護者に来ていただいて相談をしながらですね。

委員：

現状の学校に行っていてとても大変なのに、普通級にいらっしゃる、通常学級にいらっしゃる方もいるわけですよね。私の目から見てなんですけれども、いるんです。そういう場合、どうしてそういう学級に行かないのかなと思いながら見ていたものですから。

委員：

ですから、そういうことも見通しながら学校と相談を始める御家庭もあることはありますね。

委員：

わかばは、わかばがあるから割り方、そういう学級もあるということがわかっている。うちののびるもそうですけれども、あると、のびるの話も校長先生もすごくよくしてくださるし、PTAの中でほかの親御さんたちも、PTAの役員会に、のびるから親が何人か出てくるんですよね。そういう中で、のびるの話ももちろんしますし、わからないことがあったら、フランクにほかのお母さんが聞いてくださるので、そういう状況の中で比較的行きやすい。もちろん、学校が全然違うところだと、行くまで実感がわからないということもあるし、通学に時間がかかるということも多分物すごく、地域の学校というふうにお考えされる場合もあると思うのですね。今はスクールバスもあるから、割り方、楽かもしれないのですけれども、目の前の学校に行けば、この子でも10分で歩いて行けるのに、スクールバスで通う場合は1時間とは言わないと思うのですけれども、小学校のあれはわからないのですけれども、それ以上の時間をかけて行かなければならない。何かあれば当然親もそこまで保護者会などには行かなければならないですし、もちろん災害のときなど何かあれば自力で下校しなければいけない。自力と言っても親が迎えに行くわけですけれども。そういうことを考えたときに、プラス面とマイナス面のどちらがというふうに親御さんが、うちもそうでしたけれども、親が選ぶという言い方は変ですけれども、そういう形になっていると思うのです。

ただ、自分が通っている学校にあるかないかというのは、見ることができる、知ることができるということでは、とても安心感もあるし、わかりやすいのではないかとは思っています。

委員：

うちの学校の場合は三つのケースがありますので、ちょっとお話ししたいのですけれども、弱視のお子さんがいらっしゃいまして、その方について法的にどれだけの介助の

手があるかということ、市の方と連絡をとりましてやりましたところ、ここに書いてある答弁の肢体不自由児に対するという中身に入らない。目の不自由な場合は、手足が不自由であるというわけではないので、本人は歩けますので、ですから校外学習の場合の介助もつけられないということもございまして、入学当初から保護者の方との連絡をとりながら、お母さん、お父さん方の方でボランティアの方を決めていただいて、学校の方に、ほとんどの時間、1年のときにはついていていただきました。

今2年になりまして、ついていなくてもいい時間も大分ありますし、それでも毎日大体だれかがつく。一日中だれもつかない状態はないということで、自力で介助をお願いしてございます。

それから、特別に配慮を要する児童というのはうちの学校にもおりまして、1年に入学のときから、通常ではなく、知的の方がいいのではないかという判定を受けたお子さんなんですけれども、先ほどの話のように、学校の中で通常のお子さんとのかかわりを通して子供を見詰めていたいという保護者の方の強い要望で、2年間在籍してまして、3年生になりまして、つくし学級への試しの体験を1学期間通しまして、2学期の間に通常からつくしへの転学を決意されまして、このたび、4年に上がるに当たっては、つくしの固定というふうな流れになりました。

ほかにも、できたら、つくしの中で丁寧に一人一人きちんと見てもらった方がいいと思うお子さんがございまして、これはうちの学校のスタッフ会議、コーディネーターが中心になってやっているスタッフ会議の中でも話題になりまして、保護者とも話を詰めて、ときどきつくしの方に行って体験をしながら、その中で今学びを深めています。

ただし、先ほどの話のように、この御家庭の場合は、できたら通常の中であつくしに通う、これを通しながら6年間子供の成長を見守りたいという強い意志がございまして、ですから、まだ就学指導委員会の方にもかかっておりません。そのような対応をしながら、介助という形では、このお子さんももちろん教室の中にほかの人を入れるということとは対応してございません。その部分は何とか大丈夫なんですけれども、学習ということとを保障していく分には、つくしでの学習がこのお子さんに合うのではないかと、私も判断している。それを保護者の方にも理解していただくというのが、これからの流れかなと思っております。

座長：

それでは、これで閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。